

伊勢原市放課後子ども教室推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性をかん養し、子どもたちが地域社会で、安全な環境の下、健やかに育まれるための環境づくりを推進するため、放課後子ども教室推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、伊勢原市とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会教育団体等に委託することができる。

(事業内容)

第3条 市長は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 放課後等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保する事業
- (2) 子どもたちに様々な体験、交流、学習活動等の機会を提供し、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をかん養する事業
- (3) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子どもたちが地域社会で、安全な環境の下、健やかに育まれるための環境づくりを推進するために必要な事業

(事業の愛称)

第4条 事業の愛称は「いせはら未来っ子クラブ」とする。

(実施施設)

第5条 市長は、小学校、児童館、公民館等の公共施設等で事業を実施するものとする。

(対象児童)

第6条 事業の対象児童は、実施施設が所在する小学校区の小学校に在籍する児童とする。

(実施日及び実施時間)

第7条 市長は、対象児童が在籍する小学校の時間割等を参考に事業を実施する日を設定するものとする。

2 事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、参加する児童の安全を考慮し、事業の運営上必要があるときは、実施時間を変更できるものとする。

- (1) 4月から9月まで 放課後から午後5時まで
- (2) 10月から3月まで 放課後から午後4時まで

(参加登録)

第8条 事業に参加しようとする児童の保護者は、いせはら未来っ子クラブ参加登録申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申込みは、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による申込みがあったときは、これを審査し、いせはら未来っ子クラブ参加登録決定通知書（第2号様式）又はいせはら未来っ子クラブ参加不許可決

定通知書（第3号様式）により当該児童の保護者に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の参加登録の申込みは、参加する年度ごとに行うものとする。
（登録内容の変更）

第9条 事業に参加している児童（以下「参加児童」という。）の保護者は、前条の規定により申込みをした内容に変更が生じたときは、いせはら未来っ子クラブ登録内容変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
（参加辞退）

第10条 参加児童の保護者は、参加児童の事業への参加を取りやめようとするときは、いせはら未来っ子クラブ参加辞退届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。
（費用負担）

第11条 参加児童の保護者は、事業に必要な教材費の実費を負担するものとする。
（コーディネーター）

第12条 市長は、事業の円滑な運営、総合的な調整等を行うため、コーディネーターを配置するものとする。

2 コーディネーターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 事業の総合的な調整
- (2) 児童コミュニティクラブ、学校関係者との連携及び調整
- (3) 活動プログラムの企画、策定等
- (4) サブコーディネーター、活動推進員及び活動サポーターの確保及び配置
- (5) その他事業の実施に関し必要な事項

2 市長は、コーディネーターを補佐するとともに、補助的事務を執行させるため、サブコーディネーターを配置するものとする。

（活動推進員及び活動サポーター）

第13条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める職務を行わせるため、活動推進員及び活動サポーターを配置するものとする。

- (1) 活動推進員 様々な体験、交流、学習活動等の指導及び事業の運営協力
- (2) 活動サポーター 参加児童の安全確保 及び事業の運営協力

（守秘義務）

第14条 コーディネーター、サブコーディネーター、活動推進員、活動サポーター及び第2条ただし書の規定により委託を受けた事業者（以下「受注事業者」という。）は、その信用を失墜させるような行為をしてはならない。

2 コーディネーター、サブコーディネーター、活動推進員、活動サポーター及び受注事業者は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（地区運営委員会）

第15条 事業の円滑な運営を図るため、事業の実施施設ごとに放課後子ども教室地区運営委員会を置く。

2 放課後子ども教室地区運営委員会に必要な事項は、市長が別に定める。

（庶務）

第16条 事業に関する事務は、青少年育成事業主管課において行う。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成28年3月16日告示第32号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第66号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

いせはら未来っ子クラブ参加登録申込書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり、いせはら未来っ子クラブへの参加を申し込みます。

実施年度	年度	学校名	小学校
フリガナ 児童氏名		学年・ 組	年 組
フリガナ 保護者氏名			
住 所	〒 伊勢原市		
電話番号			
緊急 連絡 先	氏 名	続 柄	父・母・祖父・祖母など
	必ず連絡が つ く電話番号		
	メール アドレス	(台風等で中止の場合の連絡先)	
写真掲載 活動の様子を広報及び市のホームページ等で写真掲載することについて 該当する方に○をつけてください。()同意します ()同意しません			
特記事項 お子さんの参加にあたって留意すべきこと等があればご記入してください。			

※ここに記載されている個人情報については、保護者の許可なく、事業の目的以外には使用しません。

第2号様式（第8条関係）

いせはら未来っ子クラブ参加登録決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

次のとおり、いせはら未来っ子クラブへの参加を決定します。

実施年度	年度	学校名	小学校	
ふりがな			学年	組
児童氏名				

第3号様式（第8条関係）

いせはら未来っ子クラブ参加不許可決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

次のとおり、いせはら未来っ子クラブへの参加を不許可とします。

実施年度	年度	学校名	小学校	
ふりがな			学年	組
児童氏名				
不許可の理由				

第4号様式（第9条関係）

いせはら未来っ子クラブ登録内容変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり、いせはら未来っ子クラブへの登録内容の変更を届け出ます。

(必ず記入してください)

実施年度	年度	学校名	小学校
フリガナ 児童氏名		学年・組	年 組
フリガナ 保護者氏名			

(変更箇所のみ記入してください)

住 所	〒 伊勢原市		
電話番号			
緊急 連絡 先	氏 名	続 柄	父・母・祖父・祖母など
	必ず連絡がつく 電話番号		
	メールアドレス	(台風等で中止の場合の連絡先)	
写真掲載 活動の様子を広報及び市のホームページ等で写真掲載することについて 該当する方に○をつけてください。 ()同意します ()同意しません			
特記事項 お子さんの参加にあたって留意すべきこと等			

※ここに記載されている個人情報については、保護者の許可なく、事業の目的以外には使用しません。

第5号様式（第10条関係）

いせはら未来っ子クラブ参加辞退届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり、いせはら未来っ子クラブへの参加を辞退することを届け出ます。

実施年度	年度	学校名	小学校
フリガナ 児童氏名		学年・組	年 組
フリガナ 保護者氏名			
住 所	〒 伊勢原市		
電話番号			
参加を辞退する理由			

※ここに記載されている個人情報については、保護者の許可なく、事業の目的以外には使用しません。